

## 生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成30年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月5日

生駒市監査委員	東 良 徳 一
生駒市監査委員	井 上 圭 吾
生駒市監査委員	白 本 和 久

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者の監査

#### 2 監査の実施期間

平成30年9月12日(水)～同年10月18日(木)

#### 3 監査の対象

井出山体育施設（以下「本施設」という。）の指定管理者である株式会社東京アスレティッククラブの平成29年度指定管理業務

当該業務を所管する生涯学習部スポーツ振興課における指定管理者の指定等に係る事務

#### 4 監査の観点及び方法

指定管理業務については、適切に指定管理業務が執行されているかについて、事業報告書等関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて確認・照合を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

市所管課に対しては、関係書類を審査するとともに、指定管理者の指定等に係る事務及び指導監督が適切になされているかに主眼をおいて監査を実施した。

## 5 指定管理者の概要

指定管理者指定申請時の提出書類より（平成26年10月17日現在）

名称	株式会社東京アスレティッククラブ
主たる事務所	東京都中野区中野二丁目14番16号
法人設立年月日	昭和44年2月6日
主な経営内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員制スポーツクラブの運営</li> <li>・ 企業フィットネスの受託</li> <li>・ 公共健康センターの運営受託</li> <li>・ 公共スポーツ施設の指定管理者</li> <li>・ 体操事業の経営コンサルティング</li> <li>・ 各種体操スクールの運営</li> <li>・ スポーツ幼稚園の運営</li> <li>・ 飲食事業の展開等</li> </ul>
従業員数	1, 274人
運営施設	直営店舗 11施設 民間施設運営受託 3施設 指定管理施設 48施設（16自治体） 公共施設運営受託 2施設
沿革	昭和44年 会社設立 昭和45年 日本で最初の会員制総合スポーツクラブを東京都中野区に開設 昭和48年 スポーツ幼稚園「タックチャイルドクラブ」オープン 昭和54年 支店の多店舗展開をスタート 平成元年 厚生労働大臣より「健康増進施設」の認定を受ける。 平成4年 厚生労働省より「指定運動療法施設」の認定を受ける。 平成6年 公共施設の運営受託開始 平成12年 「TAC武蔵関」オープン 平成13年 「TAC仙川」オープン 平成16年 「タック桃山」「TACさいたま新都心」オープン 平成18年 「中野区立体育館」「新宿区立元気館」 「江戸川区スポーツセンター」指定管理者受託開始 平成19年 「荒川総合スポーツセンター」「洞峰公園」 指定管理者受託開始 「TACテニスドーム」オープン 平成20年 「国分寺市体育施設」「西東京市スポーツ・運動施設」

	<p>指定管理者受託開始 「ホテル日航東京SPA然TOKYO」受託開始</p>
平成21年	<p>「大阪支店」「名古屋支店」開設 「杉並区上井草スポーツセンター」「狛江市体育施設」 「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター」 指定管理者受託開始</p>
平成22年	<p>仙台支店開設 「仙台市宮城広瀬総合運動場」「仙台市葛岡温水プール」指定管理者受託開始</p>
平成23年	<p>熊本支店開設 「取手市立取手グリーンスポーツセンター」 指定管理者受託開始 「オークラフロンティアホテルつくば アネックス プールクラブ」</p>
平成24年	<p>「日本郵政株式会社高井戸レクリエーションセンター」受託開始 阿蘇支店開設 「TACサンプラザスポーツ・スペース」オープン 「TAC大森」オープン 「名古屋市天白スポーツセンター」 「名古屋市東スポーツセンター」 「阿蘇市アゼリア21」 指定管理者受託開始</p>
平成25年	<p>大分支店開設 「大分市営温水プール」指定管理者受託開始 「TAC籠原」オープン</p>
平成26年	<p>「中野区産業振興センター」「港区立健康増進センター」指定管理者受託開始</p>

## 6 指定管理業務の概要

### (1) 管理施設の概要

本施設は、市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置され、市民の多様なスポーツ活動の場所として、あるいはスポーツ団体が開催する大会等の場として、本市の生涯スポーツの拠点となる施設である。

施設名	所在地	主な施設
井出山体育館	生駒市小平尾町 1766 番地 1	体育館 アリーナ面積 459 m <sup>2</sup> バレーホール 1 面 バドミントン 3 面 会議室 1 室
井出山グラウンド	生駒市小平尾町 957 番地	グラウンド 13,000 m <sup>2</sup>
浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21	全天候型ハードコート 2 面 砂入り人工芝 3 面
井出山屋内温水プール	生駒市小平尾町 956 番地 1	温水プール 25m×7コース (水深 115 cm) 幼児プール 5m×4m (水深 55 cm) ジャグジー 直径 2.8m (水深 65 cm) 採暖室 面積 10.6 m <sup>2</sup> トレーニングジム 210 m <sup>2</sup> スタジオ 130 m <sup>2</sup>

## (2) 指定管理業務の範囲

### ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 施設の使用許可、使用許可の取消し等に関する業務
- (イ) 施設の利用の禁止又は制限に関する業務
- (ウ) 施設利用料金及び使用料等の徴収に関する業務
- (エ) 施設利用料金の減免に関する業務
- (オ) 物品・用具等の貸出
- (カ) 施設の窓口におけるその他受付に関する業務

### イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 機械、施設整備の保守
- (エ) 環境衛生管理業務
- (オ) 特殊建築物等の定期検査
- (カ) 植栽の管理
- (キ) 軽微な補修及び修繕

### ウ 施設の設置目的達成のための自主事業の実施に関する業務

### エ アからウまでに掲げるもののほか、施設の管理運営に関し必要と認める業務

## (3) 平成 29 年度指定管理業務等について

### ア 施設の利用状況について

- (ア) 井出山屋内温水プール施設（以下「温水プール等」という。）

生駒市体育施設条例（以下「条例」という。）に「月間使用（技術指導有り）」の規定があり、会員制度を設けている。

会員の種類は「いでやま会員」、「きらめき会員」、「スイミング会員」等があり、利用料金（月額）及び利用範囲は以下のとおりである。

会員制度利用料金（大人）

いでやま会員	きらめき会員＋3,000円（パーソナルチケット付）
きらめき会員	一般：6,700円 障がい者：3,350円
スイミング会員	5,620円

利用範囲（大人）

	トレーニングジム	スタジオプログラム	プール	プールプログラム
いでやま会員 （パーソナルチケット付）	○	○	○	○
きらめき会員	○	○	○	○
スイミング会員			○	○

会員制度利用料金（小人）

スイミングスクール会員	5,620円（選手クラスは＋5,000円）
体操・ダンススクール会員	5,620円

プール及びトレーニングジムの利用者数は以下のとおりである。

項目	平成28年度実績	平成29年度実績	平成29年度計画
会員利用者数	99,316	101,249	102,998
一般利用者数	22,923	23,671	21,330
合計	122,239	124,920	124,328

※利用者数は延べ人数である。

プール及びトレーニングジム収入の予算・決算は以下のとおりである。

項目	予算額(円)	決算額(円)	予算比	差額(円)
会員会費収入	88,157,197	97,978,677	111%	9,821,487
個人利用収入	38,060,790	15,654,370	41%	-22,406,420

(イ) 井出山体育館、井出山体育館会議室、井出山グラウンド、浄化センターテニスコートの利用状況について

利用実績は以下のとおりである。

施設名	平成28年度実績	平成29年度実績	平成29年度計画
井出山体育館	17,710	16,224	15,923
井出山体育館会議室	254	995	212
井出山グラウンド	20,414	16,581	13,518
浄化センターテニスコート	69,353	63,109	31,408
合計	107,731	96,909	61,061

体育施設の稼働率は以下のとおりである。

	体育館(%)	会議室(%)	グラウンド(%)	テニスコート(%)
4月	78.3	1.1	43.3	74.5
5月	68.3	6.9	43.0	63.4
6月	74.8	5.8	37.9	59.1
7月	82.1	7.3	53.8	61.8
8月	72.4	6.5	50.0	56.6
9月	77.3	9.2	46.6	72.5
10月	82.1	8.9	43.0	67.1
11月	76.5	8.4	54.4	70.5
12月	81.2	6.9	34.6	61.2
1月	78.8	10.1	43.4	59.8
2月	75.9	5.4	54.2	63.8
3月	84.3	7.3	71.7	64.8
年度平均	77.6	7.1	47.7	64.3

#### (4) 自主事業について

##### ア 温水プール等

- 子ども対象プール教室（ベビー、幼児、ジュニア等）
- 成人対象プール教室（スイム初心者・初級・中級・上級、転倒予防、アクアビクス、水中ウォーキング等）
- 成人対象スタジオ教室（ボディメイク、エアロ初級・中級、ヨガ、ピラティス、ストレッチ等）

##### イ 浄化センターテニスコート

- 成人対象教室（初心者テニス、初級者テニス、中級テニス）
- 子ども対象教室（ジュニアテニス）

##### ウ 自動販売機の設置及び物品販売

##### エ 各種イベントの実施(水中撮影会、スポーツフェスタ、きらめきまつり等)

#### (5) 指定管理料及び利用料金等について

本施設の管理運営に当たっては、地方自治法第244の2第8項及び条例第8条に基づき利用料金制度を採用しているため、本施設の利用料金は、指定管理者の収入となっている。また、独立採算となっているため、指定管理業務の実施に対する指定管理料の市からの支出はない。なお、協定書第30条の規定により当該年度における利用料金及び自主事業等の合計収入が1億4,000万円を上回った場合は、当該上回った金額の50%を市に納付しなければならないこととなっている。平成29年度においては収入額が1億4,000万円を上回らなかったため、市への納付はなかった。

本施設の利用料金のうち、温水プールの利用料金に限り、条例に規定する金額の範囲内において、市の承認を得て指定管理者が定めることができるが、その他の施設の利用料金は条例で定めた額となっている。

(6) 指定管理者の指定について

- ・ 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項から第6項まで及び条例第3条の3の規定に基づき実施している。
- ・ 指定管理者の応募資格は、本施設の管理運営を行う能力を有する奈良県、大阪府又は京都府内に拠点となる事業所（本店の所在地の場所は不問）を置く法人その他の団体とし、現地説明会に出席することを必須条件としている。
- ・ 現地説明会は平成26年9月30日に行われ、16者が参加した。応募期間は平成26年10月14日から同月17日までで、5者の応募があった。
- ・ 「生駒市体育施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会」を設置し、指定管理者募集要項に示された審査基準（管理運営業務について、自主事業の取組、団体の安定性について、市との配分割合）に基づき審査を行い、指定管理者候補者を選定した。
- ・ 指定管理者候補者については、平成26年12月定例会市議会の議決を経て、指定管理者に指定されている。
- ・ 指定期間は、平成27年4月1日～平成37年3月31日の10年間である。

7 収支状況

収支状況は別紙1のとおりである。

8 施設等の修繕等について

指定管理業務の実施に係る施設等及び自主事業に係る施設等の修繕、補修等の取扱いは次の表のとおりである。

区分	内容		負担者	
			市	指定管理者
施設・設備の損傷等による修繕	経年劣化によるもの又は第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり130万円以内の修繕費（ただし、1会計年度内で400万円以内）		○
		1件当たり130万円を超える修繕費及び指定管理者の負担が1会計年度内で400万円を超えた場合の修繕費	○	
	指定管理者が施設の利用促進のために自主的に行う修繕等			○

平成29年度に指定管理者が行った修繕等は31件、1,904,427円であった。

## 9 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については、以下のとおり改善等が必要であると思われる点が見受けられた。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、事務局職員から指定管理者及び担当職員に直接指導を行った。

### (1) 施設のPRについて

施設のホームページやパンフレットについて、更に工夫されるとともに、広報いこまちを活用してPRに努められたい。(株式会社東京アスレティッククラブ)

### (2) 指定管理者の指定手続について

指定管理者募集要項及び仕様書、指定申請書、生駒市体育施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会の審査結果報告書等関係書類を確認した結果、指定管理者の指定手続は概ね適正に行われていると認められたが、当該関係書類において、宛名等がすべて市長名になっていた。一連の書類の中には教育委員会の権限に属するものも含まれると思われるため、どちらの権限に属する事項であるのか整理されたい。(スポーツ振興課)

### (3) 利用料金について

協定書第30条第2項では、温水プール等の利用料金について、指定管理者が条例に規定する金額の範囲内で、事前に市の承認を得て定めると規定しており、また、必要に応じて市と指定管理者が協議することとなっている。具体的には、指定管理者が事業計画書に利用料金に関する事項を記載し、これを市が承認することで利用料金の承認が行われていた。しかし、入会促進のために行われている新規会員に対する初月の月会費半額キャンペーンについては、利用料金に関わることであるが、事業計画書への記載がなかったため、今後、是正を図られたい。(スポーツ振興課・株式会社東京アスレティッククラブ)

### (4) 再委託等について

協定書第13条では、指定管理業務及び自主事業の実施に関する業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に市の承認を得ることとなっている。この承認手続についても、事業計画書への記載により行われていた。しかし、指定管理者が自主事業として実施していた「きらめきテニススクール」について、再委託していたにもかかわらず事業計画書の委託先一覧に記載がなく、事業報告書の自主事業の実績の中にも記載されていなかった。指定管理者は、事業計画書及び事業報告書を適正に作成するとともに、市においてはその内容を精査し、適宜指導されたい。(スポーツ振興課・株式会社東京アスレティッククラブ)

### (5) 利用状況等について

温水プール等の利用状況については、5頁上段の表のとおり月額会員利用者数は計画数に及ばないものの、前年度より利用者数を増やすことができている。また、一般利用者は計画数を達成しており、月額会員と一般利用者の合計では計画達成となっている。しかし、予算・決算では、温水プール個人利用収入の決算額は予算額を大幅に下回っている。個人利用者数には、料金に反映されない無料で参加できるイベント等の利用者が含まれているためとのことだが、実態に即した予算を作成されたい。(株式会社東京



アスレティッククラブ)

また、体育施設の稼働状況では会議室の稼働率が低くなっている。会議室については、指定管理者の負担で改修工事を実施し教室開催回数を増加する等努力されているが、引き続き事業の活性化を図る方策を検討されたい。(株式会社東京アスレティッククラブ)

(6) 収支実績報告書について

収支実績報告書は、全体収支の他に温水プール等と体育施設（体育館・グラウンド・テニスコート）に分けて作成されていたが、収入や経費の割り振り等が適切に行われていない箇所があった。また、自主事業であるテニススクールの収入が自主事業収入に計上されずに、会員会費収入に計上されていた。収支実績は料金が適正か、また、事業を継続するかどうかの重要な判断材料になるため、指定管理者においては、できる限り実情に沿って適正に作成されるとともに、市は内容を精査されたい。(スポーツ振興課・株式会社東京アスレティッククラブ)

(7) 指定管理施設の修繕等について

修繕等の費用負担については協定書第28条に規定されており、1件当たり130万円以内の修繕費で1会計年度400万円以下の場合は指定管理者の負担となっており、1件当たり130万円を超える修繕費及び指定管理者の負担が1会計年度400万円を超えた場合は市の負担となっている。平成29年度に体育館の外階段等修繕工事(金額216,000円)を実施し、経年劣化による階段等の破損及びひび割れを補修しており、その費用は市が負担している。協定書から判断すると、指定管理者の負担になるが、現在の指定管理者となる以前からの経年劣化が破損等の大きな原因であることから、協議により市の負担としていた。しかし、この協議の記録は残されておらず、支出負担行為伺書等にも市が負担する理由の記載がなかったことから、今後は協議記録等を作成されたい。(スポーツ振興課)

また、協定書第28条第2項において、指定管理者は施設等の修繕計画を作成し、事業計画書の管理施設の維持管理に関する計画の中に含めて記載し、あらかじめ市と協議することが定められているが、事業計画書に記載はなく、別途修繕計画も作成されていなかった。指定管理期間は10年間であり、長期的視野に立った施設管理の観点から指定管理者は修繕計画を作成した上で、その費用負担等について市と協議されたい。(株式会社東京アスレティッククラブ)